

社会福祉法人山形虹の会 常勤理事報酬規定

(総則)

第1条 本法人の理事のうち常勤の理事の報酬については、この規定の定めるところによる。

(報酬基準の決定)

第2条 常勤理事の報酬については年俸制とし、報酬基準（「理事俸給表」、以下同じ）は、評議員会の決議によって、これを定める。

(報酬額の決定)

第3条 常勤理事の報酬額は、別表の「理事俸給表」に基づき、理事長がこれを定める。

2. 常勤理事の報酬総額は、評議員会の決議で定める常勤理事報酬限度額の範囲で執行する。
3. 理事が本法人の職員である場合はこれを支給しない。
4. 監事は無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第4条 年俸報酬の12分の1の額を、毎月1回その月の25日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、繰り上げて支給することができる。

2. 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を原則として通貨をもって本人に直接支給する。

(退任等の報酬)

第5条 常勤理事が退任もしくは解任、又は死亡したときには、当該日から30日以内に当該月支給額を日割り計算により計算した額を本人または遺族に支給する。

(新任者之報酬)

第6条 月の中途において常勤理事に選任されたときの当該月の支給額は、1ヶ月を30日とする日割り計算により起算日から計算した額とする。

2. 前項における起算日は、評議員会での選任日とする。

(端数の処理)

第7条 この規定により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

附 則

1. この規定は、平成25年4月1日から施行する
2. この規定は、平成29年4月1日から施行する。